

[論点3 認証ADRの基盤強化, 監督関係その他]

オ 提出書類の合理化

認証申請や変更届等における提出書類を合理化するための方策として、どのようなものが考えられるか。

- ・ 現行のADR法及び規則においては、認証申請に当たって、申請者の役員全員について、氏名、本籍、住所等の記載及び関係資料の提出のほか、その兼職状況の記載も必須としており、また、これらに変更があったときは、遅滞なく届け出なければならないとしているところ、ヒアリングにおいて、ADR業務に関係のない役員についての記載等は負担である、兼職状況の把握には手間が掛かるためその記載は負担であるなどの意見が述べられており、特に、認証ADRの母体が多数の役員を有する場合などに強い負担感があることが確認された。そこで、提出書類の合理化の是非及び範囲についてどのように考えるか。
- ・ 例えば、兼職状況の記載については、ADR法施行後現在までこの点に関する特段問題となった事例がないことなども考慮して、事前に一律に兼職状況を審査するのではなく、事後的な調査・監督等に委ねるとの考え方もあり得ると思われるがどうか（注1）。

（注1）兼職状況の記載が必要とされる趣旨は、認証ADRの能力や、実質的支配者等による不当な影響を排除するための措置に関する調査のほか、暴力団員等に関する欠格事由の有無の判断に資する（ただし、これらの点に関する資料は兼職状況の記載のみに限られるものではない。）と考えられたことによる。

- ・ 他方で、役員を実際にADR業務を行う者に限定することについては、役員に一定の欠格事由に該当する者がある場合には、たとえそれが一部の者であっても、やはり当該法人によるADR業務の公正かつ適格な運営を

期し難いこと、また、その事由によっては国民の幅広い信任を受ける基礎を欠くものといえることなども考慮すると、慎重に検討する必要があると思われるかどうか。

年 月 日

法務大臣 殿

郵便番号 -
申請者 住 所
電話番号（ ） -

氏名又は名称 印

代表者又は管理人の氏名 印

認証申請書

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定により，民間紛争解決手続の業務の認証を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は，事実と相違ありません。

- 注1．不要な字句は消して使用すること。
2．用紙の大きさは，日本工業規格A列4番とすること。

※ 認証番号	第 号 (年 月 日)
(フリガナ) 1 氏名又は名称	
(民間紛争解決手続の 業務に用いる名称)	
(フリガナ) 2 代表者又は管理人の氏名	
3 住 所	(郵便番号 -)
4 電 話 番 号	() -
5 電子メールアドレス	
6 ホームページアドレス	
7 法律により直接に設立された法人 (所管する大臣) 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 (所管する大臣) 設立に関し許可又は認可を受けている法人 (許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会)	

注1. 「※認証番号」欄は、記載しないこと。

2. 7は、該当する欄をチェックし、必要事項を記載すること。

印紙貼付欄

--

注. 印紙は消印しないこと。

8 申請者又は役員

(フリガナ) 氏名 生年月日	職名又は呼称	本籍(外国人にあっては国籍)		略歴	備考
		住	所		
年月日					
		計		名	

注1. 「申請者又は役員」とは、規則第5条第10号の「申請者(個人に限る。)又は申請者(個人を除く。)の役員」(この「役員」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)をいう。

2. 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。

3. 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。

4. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

9 民間紛争解決手続の業務を行う事務所並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計 事務所		

注．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第4面の次に添付すること。

10 主要議決権所有者

(フリガナ) 氏名又は名称	住 所	所有する議決権の割合	議決権が株式 である場合は 株式の数
			株
			株
			株
			株
			株
			株
			株
			株
			計 株

注1．申請者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合に記載すること。

2．「主要議決権所有者」とは、規則第5条第8号の主要議決権所有者をいう。

3．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第5面の次に添付すること。

1 1 申請者の他の事業の種類及び内容

- 注 1 . 「他の事業」とは、申請に係る民間紛争解決手続の業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 . 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 3 . 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第 6 面の次に添付すること。

1 2 申請者又は役員の兼職状況

(フ リ ガ ナ) ----- 申請者又は役員の氏名	申請者若しくは役員を使用する者の氏名及び住所又は申請者若しくは役員を役員若しくは使用人とする法人の名称及び住所 (役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類

- 注 1 . 「申請者又は役員」とは、第 3 面の「申請者又は役員」をいう。
- 2 . 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 3 . 「他の事業」とは、第 6 面の「他の事業」をいう。
- 4 . 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 5 . 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面を第 7 面の次に添付すること。

1 4 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要

注．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第 9 面の次に添付すること。